

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年2月27日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第 2400438 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第 2400081 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 27 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日に訂正し、同年 10 月の標準報酬月額を 28 万円とすることが必要である。

平成 27 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない厚生年金保険被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成元年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 27 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

平成 23 年 4 月からA社に勤務し、平成 23 年 9 月 1 日から退職日の平成 27 年 10 月 31 日まで厚生年金保険に加入していたが、年金記録では資格喪失日が平成 27 年 10 月 31 日になっていることから、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成 27 年分給与所得の源泉徴収票及び雇用保険の記録により、請求者は請求期間において、A社に継続して勤務していたことが確認でき、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたものと認められる。

また、請求者から提出された給与明細書及び事業主の陳述から、請求期間における標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬の平均額は、標準報酬月額 28 万円に相当する金額であることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は 28 万円とすることが妥当である。

一方、事業主は、請求期間当時の給与支払方法について、給与の締め日は毎月 20 日、給与の支払日は末日であり、保険料控除方法については、翌月控除であると回答しているところ、平成 23 年 9 月分から平成 27 年 11 月分までの給与明細書における保険料控除の状況により、厚生年金保険料は翌月控除であったことが認められ、同年 10 月分の給与明細書において控除されている厚生年金保険料は同年 9 月分であり、同年 11 月分の給与明細書からは同年 10 月分の保険料が控除されていないことから、請求期間に係る厚生年金保険料は給与から控除されていないことが認められる。

以上のことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 27

年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日に訂正し、同年 10 月の標準報酬月額を 28 万円とすることが必要である。

なお、上記訂正後の厚生年金保険の被保険者期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない厚生年金保険被保険者期間として記録することが必要である。